

平成29年4月 1日から  
第18年度 [ ] 事業報告  
平成30年3月31日まで

I 連合会の事業活動の概況に関する事項

1 事業の概況

平成29年度の国際情勢は、米国がTPPやパリ協定から離脱し、自国第一という保護主義に向かう一方、昨年11月にはTPP11協定が大筋合意、12月には日EU経済連携協定が交渉妥結に至るなど、わが国の畜産業は新たな国際環境を迎えようとしております。

このような中、わが国の酪農を巡る情勢は、高齢化や後継者不足による酪農家戸数の減少、乳牛資源の減少等に伴い、生乳生産量は減少傾向で推移しております。都府県における生乳生産基盤の強化は喫緊の課題となっております。

また、昨年6月には改正畜安法が成立し、加工原料乳生産者補給金制度を恒久化するとともに、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性の担保、条件不利地域の確実な集乳などに配慮しつつ、補給金交付対象の拡大、集送乳調整金の交付等を行なうこととする新たな制度が本年4月よりスタートしました。これにより、指定団体の生乳需給安定と乳価交渉力の根幹を成してきた原則全量委託は廃止され、生産者が委託又は販売先を自由に選択できるようになったことや、指定団体を通じない販売についても一定の要件を満たせば加工補給金が交付されるなど、これまで指定団体を通じて販売してきた生産者と自主販売者をイコールフットィングにするとしたものですが、酪農を取り巻く環境は、一層の不透明感が増すのではないかと懸念されます。

本会は、引き続き、事業計画に掲げた具体的方策について、課題等を踏まえ、特に集送乳や受託販売の合理化等に鋭意取組んで参ります。

平成29年度の全国の生乳受託販売乳量は6,983千トﾝ（前年対比99.1%）、内訳として北海道が3,800千トﾝ（同100.2%）、都府県が3,183千トﾝ（同97.8%）であった。

四国の生乳受託販売乳量は113,103トﾝ（前年対比96.8%、前年度差▲3,751トﾝ）、年度末時点の受託農家戸数は320戸、前年比16戸の減少であった。

その他として、①毎月1回の牛乳価格調査の実施、②ホームページ・四国生乳販連ニュースを通じた情報開示、③集送乳の合理化に向けた取組み、④乳質改善と需要期生産に向けた検討、⑤理事会・販売委員会の実施など、種々の取組み、課題への対応等を行った。